

倫理綱領

特定非営利活動法人えがお咲く丘

私たちは、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）及び「障害者の権利に関する条約」の理念を尊重し、すべての子どもと障害のある人たちに安全な暮らしと安心できる環境が保障され、一人ひとりの子どもと障害のある人たちが豊かな人生を実現できる社会を願うと共に、えがお咲く丘の職員としてその職務を遂行するにあたり、確固たる論理観をもって自らの役割と使命を自覚し、ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

倫理綱領

1. 生命の尊厳

私たちは、子どもと障害のある人たち一人ひとりをかけがえのない存在として大切にします。

2. 個人の尊厳

私たちは、子どもと障害のある人たちの、ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

3. 人権の擁護

私たちは、子どもと障害のある人たちに対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

4. 社会への参加

私たちは、子どもと障害のある人たちが、社会を構成する一員として豊かな市民生活が送れるよう一人ひとりのニーズに沿った支援を心がけます。

5. 専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、子どもと障害のある人たちの一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援します。